

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第63号

令和3年2月1日

ストーカー加害者に対するカウンセリング・治療の推進について（通達）

**【概 要】**

本通達は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くためには、治療等によって、加害者の内面に働き掛けることが有効な手段になり得ると考えられることから、加害者及び配偶者、実母、子（成人に限る。）その他同居親族に対して加害者の治療等を勧奨し、加害者の立ち直りを支援して事態の沈静化を図るための実施する取組について、実施手順、内容、警察における対応要領等を示したものである。